

広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業

基本協定書（案）

広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業（以下「本事業」という。）に関して、発注者である広島市（以下「甲」という。）は、●グループを構成する構成員と本事業に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本協定（以下「基本協定」という。）を締結する。構成員は、●グループを代表し、運営企業でもある●（以下「代表企業」という。）と、設計企業である●、建設企業である●及び工事監理企業である●で構成する共同企業体●を総称して以下「乙」という。

前文

甲は、広島市安佐北区可部南二丁目に所在する土地に、広島市北部地区学校給食センター（仮称）等（以下「本件施設」という。）を整備し、これを運営することとした。甲は、本事業に関し、民間事業者の有するノウハウを活用し、財政負担の軽減を図りつつ、質の高い学校給食を提供できるようにするため、整備及び運営に係る業務を一体の事業として民間の事業者に発注することとした。

甲は、総合評価一般競争入札方式により事業者の募集を実施し、●グループを落札者として決定した。

甲と●グループの構成員である乙は、かかる経緯のもと、次のとおり本事業に関する基本的な事項について基本協定を締結し、本事業の適正かつ確実な実施を図るために相互に協力するとともに本事業の円滑な遂行に努めるものとする。

（目的及び解釈）

第1条 基本協定は、甲及び乙が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

第2条 甲は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 乙は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

（用語の定義）

第3条 基本協定において使用する用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「入札説明書等」とは、広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業の実施に関して甲が作成し、令和5年5月31日に公表した入札説明書及び入札説明書と合わせて公表した資料（公表後の変更を含む。）をいう。

- (2) 「提案書類」とは、広島市北部地区学校給食センター（仮称）等新築工事・管理運営事業の実施に関して、受注者が発注者に提出した事業提案書、発注者からの事業提案書に関する質問に対する受注者の回答書その他受注者がこの契約締結までに提出した受注者の提案内容を補完する趣旨の一切の書類のうち発注者がその内容について認めたものをいう。
- (3) 「設計業務」とは、入札説明書等に定める設計業務をいう。
- (4) 「建設業務」とは、入札説明書等に定める建設業務をいう。
- (5) 「工事監理業務」とは、入札説明書等に定める工事監理業務をいう。
- (6) 「開業準備業務」とは、入札説明書等に定める開業準備業務をいう。
- (7) 「維持管理業務」とは、入札説明書等に定める維持管理業務をいう。
- (8) 「運營業務」とは、入札説明書等に定める運營業務をいう。

（事業の概要等）

第4条 本事業は、入札説明書等の所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとする。なお、大規模修繕（要求水準書に定義される大規模修繕をいう。）は本事業に含まないものとする。

2 本事業の日程（以下「事業日程」という。）については、入札説明書等及び提案書類に定めるとおりとする。具体的な事業日程は、設計・建設工事請負契約書及び維持管理・運営委託契約書（以下「事業契約書」という。）に定めるとおりとする。

3 乙は、法令等を遵守し、善良なる管理者の注意義務をもって本事業を履行しなければならない。

（役割分担）

第5条 本事業の実施において、乙は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- (1) 設計業務は、設計企業である●がこれを行う。
- (2) 建設業務は、建設企業である●がこれを行う。
- (3) 工事監理業務は、工事監理企業である●がこれを行う。
- (4) 開業準備業務、維持管理業務及び運營業務は、運営企業である●がこれを行う。

2 乙は、各業務を円滑に実施するため、本事業の事業期間にわたり相互に連携・協力しなければならない。

（代表企業の役割）

第6条 代表企業は、基本協定書及び提案書類に基づき、本事業の事業期間にわたり事業を適正かつ確実に遂行できるような仕組みを構築し、当仕組みを維持・更新するために必要な措置をとる役割及び義務を負うものとする。

（当事者が締結すべき契約）

第7条 甲と共同企業体●は、基本協定締結後速やかに、入札説明書等に基づき、設計・建設等請負契約を締結する。なお、設計・建設等請負契約は、広島市議会において議決を得

られたときに本契約の効力が発生する仮契約として締結する。

- 2 甲と運営企業は、設計・建設等請負契約が本契約として効力が発生した後速やかに、入札説明書等に基づき、維持管理・運営委託契約を締結する。

(規定の適用関係)

第8条 本事業実施に係る権利義務について、基本協定書、事業契約書、要求水準書及び提案書類の記載内容に矛盾又は相違がある場合は、基本協定書、事業契約書、要求水準書、提案書類の順に優先して適用されるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、要求水準書と提案書類の記載内容に差異がある場合は、提案書類に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回るときに限り、提案書類に記載された提案内容に基づく水準が優先して適用され、当該水準が要求水準になるものとする。

(基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第9条 甲及び乙は、他の当事者の承諾なく基本協定上の権利義務につき、自己以外の第三者への譲渡又は担保権の設定をしてはならない。

(債務不履行等)

第10条 基本協定の各当事者は、基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持義務)

第11条 甲及び乙は、基本協定に関する事項につき、相手方の同意を得ずして、これを第三者に開示しないこと及び基本協定及び事業契約の履行以外の目的で使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合及び甲が法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(基本協定の有効期間)

第12条 基本協定の有効期間は、基本協定の締結の日から維持管理・運営委託契約の終了の日までとする。

(解除条件)

第13条 基本協定は、設計・建設等請負契約について広島市議会における議決を得られなかったときは、その効力を失う。この場合において、甲及び乙は、相手方当事者に対し何らの責任を負わない。

(管轄裁判所)

第14条 甲及び乙は、基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、広島地方裁判所を合意による第一審の専属的管轄裁判所とする。

(準拠法及び解釈)

第15条 基本協定は、日本国の法令に準拠するものとし、日本国の法令に従って解釈される。

2 基本協定書、関連書類及び書面による通知は、日本語で作成される。また、基本協定の履行に関して当事者間で用いる言語は、日本語とする。

3 基本協定の変更は、書面で行うものとする。

(補則)

第16条 基本協定に定めのない事項については、法令（広島市の契約関係例規を含む。）の定めによるもののほか、必要に応じて甲及び乙が協議して定める。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、甲及び乙の代表企業としての●が各1通を保有する。

令和5年●月●日

(広島市)

広島市長 松井 一實

(代表企業)

●

●

代表取締役 ●

●

●

代表取締役 ●

●

●

代表取締役 ●